

別記様式第1号(第四関係)

東郷地区活性化計画

大阪府能勢町

令和6年2月

1 活性化計画の目標及び計画期間

計画の名称	東郷地区活性化計画	市町村名	能勢町	地区名	東郷地区	計画期間	※2
都道府県名	大阪府					令和6年度～令和9年度	

目標：(※3)

直売所「能勢けやきの里」をリニューアルし、農産物の販売に加え、農産物の販売額を増加し、農産物の販売額を増加を図る。また、地域にある観光資源や豊かな自然環境等の地域資源を活用し交流人口の増加を図る。

【目標】

- ①直売所リニューアル 直売所での販売額の増加 30,014千円 30,014千円 (R7～R9の平均目標額)-21,054千円 (R2～R4の平均額)
- ②交流人口・交流機会の増加 来場者数の増加 11,000人 11,015人=31,600人 (R7～R9の平均値)-20,585人 (R2～R4の平均値)

目標設定の考え方

地区の概要：

能勢町は、大阪府の最北端に位置し、兵庫県川西市、篠山、徳島市、京都府南丹市、亀岡市と隣接している。大阪府、京都市、神戸市から30km圏内にある。面積は、9,875ha、東西約15km、南北12kmで、地形は、摂丹高原の中央、標高が約200mから800mで、深山(791m)に代表される山地で四周を囲まれた盆地で、平坦地に田畑が分布している。東郷地区は、能勢町の東部に位置し、当該区域内の南北を縦断する国道477号線(R3.11.16国交省 通行量調べ、1,994台/12h)が通り、大阪の都心部から車で40分という立地条件にある。昭和56年から平成16年にかけて圃場整備を実施し、水稲を中心に、野菜、なごわ特産品である「のせ栗」の栽培が行われていた。また、近年では、当該地区のブランド野菜「けやきナス」の栽培に取り組み、農業者が出ている。当該地区は、一万年前から続く大阪府天然記念物のブナ林がある「能勢妙見山」や大阪府緑地環境保全地域に指定されている「けやき資料館」では、「けやき」に関する資料が展示されており、多くの来場者(令和4年度来場者数60,137人)でにぎわっている。また、近年、古民家を活用したカフェやレストランが地区内に増え、大阪市内や近郊の都心部からの来場者が増えている。

現状と課題

【現状】

能勢町の人口は、平成12年まで増加傾向にあったが(14,186人)、その後は減少し、令和2年では、9,079人となった。年齢3区分人口は、生産年齢(15歳～64歳)は、増加傾向から平成12年をピークに減少傾向に転じた。高齢人口(65歳以上)は増加傾向が続き、令和2年には、3,767人と、昭和55年に比べて倍増している。平成12年に老年人口が年少人口を上回り、少子化・高齢化の進展が顕著となっている。昭和34年に合併した旧東郷村においても、平成27年には、人口1,199人であったが、令和2年には、1,085人と5年間で9.5%減少している。また、農家戸数も減少傾向(平成27年122経営体、令和2年110経営体)にあり、農林業における従事者の高齢化・担い手不足が懸念される。

【課題】

地区内にある、観光資源や豊かな自然環境等の地域資源と連携し、観光商品化等を行い、交流人口の増加をはかることにより、地域の活性化、定住人口の確保に向けた雇用の場の創出の対策が必要。
農業従事者の担い手不足・高齢化の解消を図るため、農産物販売所での農産物販売に加え、農産物を使用した加工品販売等により付加価値を高め、新たな農業者の育成・農家の所得向上を図る必要がある。

今後の展開方向等(※4)

能勢けやきの里をリニューアルし、地域農産物の販売のみならず、新たに農産物の加工品や農産物を使った軽食を販売することで観光客の誘引に積極的に取り組み、地域農産物等の販売増加、雇用の創出を図る。
また、新たに加工品等の開発・販売によって、農産物に付加価値を付けることで、農家の所得向上・新規就農者の育成・支援を行う。

【記入要領】

- ※1 「地区名」欄には活性化計画の対象となる地区が複数ある場合には、すべて記入する。
- ※2 「計画期間」欄には、法第5条第2項第4号の規定により、定住等及び地域間交流を促進するために必要な取組の期間として、3年から5年程度の期間を限度として記載する。なお、農用地保全事業により農用地等の省力的かつ簡易な利用を行う等の場合にあっては、地域の実情に応じた期間を記載する。
- ※3 「目標」欄には、法第5条第3項第1号の規定により、設定した活性化計画の区域において、実現されるべき目標を、原則として定量的な指標を用いて具体的に記載する。
- ※4 「今後の展開方向等」欄には、「現状と課題」欄に記載した内容を、どのような取組で解消していくこととしているのかを、明確に記載する。また、区域外で実施する必要がある場合には定住等及び地域間交流の促進にどのように寄与するかも明記する。

2 定住等及び地域間交流を促進するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携

(1) 法第5条第2項第2号に規定する事業(※1)

市町村名	地区名	事業名(事業メニュー名)(※2)	事業実施主体	交付金希望の有無	法第5条第2項第2号イ・ロ・ハ・ニ・ホの別(※3)	備考
能勢町	東郷地区	地域資源活用総合交流促進施設(地域連携販売力強化施設)	農事組合法人 能勢けやきの里	有	ハ	

(2) 法第5条第2項第3号に規定する事業・事務(※4)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	交付金希望の有無	備考
		該当なし			

(3) 関連事業(施行規則第2条第3項)(※5)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	備考
		該当なし		

(4) 他の地方公共団体との連携に関する事項(※6)

該当なし

【記入要領】

- ※1 「法第5条第2項第2号に規定する事業」欄には、定住等及び地域間交流を促進するために必要な事業について記載する。なお、活性化計画の区域外で
- ※2 「事業名(事業メニュー名)」欄に記載する事業のうち、交付金を希望する事業にあつては、交付金交付に係る実施要領に記載されている交付対象事業の「事業名」とあわせ、()書きで、「事業メニュー名」を記載すること。
- ※3 「法第5条第2項第2号イ・ロ・ハ・ニ・ホの別」の欄には、交付金希望の有無にかかわらず、該当するイ・ロ・ハ・ニ・ホのいずれかを記載する。
- ※4 「法第5条第2項第3号に規定する事業・事務」欄には、上段の(1)の表に記載した事業と一体となつて、その効果を増大させるために必要な事業等を記載する。
- ※5 「関連事業」欄には、施行規則第2条第3号の規定により、上段(1)及び(2)の事業に関連して実施する事業を記載する。
- ※6 「他の地方公共団体との連携」欄には、法第5条第3項第2号の規定により、他の地方公共団体との連携に関する具体的な内容について記載する。

3 活性化計画の区域(※1)

東郷地区(大阪府能勢町)	区域面積(※2)	1,533ha
区域設定の考え方(※3)		
①法第3条第1号関係： 当該区域面積約1,533haのうち、農地面積は、98ha、林地面積は、1,213haで全体の約86%を占めており、全就業者数717人のうち、農業従事者が126人で、約18%となっている。 【総務省統計局データ 農林業センサス 林地台帳データ】 【国勢調査2020 農林業センサス2020】		
②法第3条第2号関係： 町の人口は、平成28年3月10,799人が令和3年3月では、9,598人と一万人を割り込んでおり、東郷地区においても平成28年3月1,199人令和3年3月には、1,085人に減少(5年間9.5%減)している。農家戸数についても、平成27年の122戸から令和2年では、110戸と減少している。 そういったなか、65歳以上の人口は平成27年には、483人から令和3年には、500人と増えており、高齢化が進んでいる。 このことから、新規就農者の確保や交流促進を進めていき地域の活性化につなげていく必要がある【国勢調査 農林業センサス】		
③法第3条第3号関係： 当該地区は、市街化調整区域であり、法第3条第3号に示す市街化を形成している地域ではない なお、市街地も形成されていない。		

【記入要領】

- ※1 区域が複数ある場合には、区域毎にそれぞれ別葉にして作成することも可能。
- ※2 「区域面積」欄には、施行規則第2条第2号の規定により、活性化計画の区域の面積を記載する。
- ※3 「区域設定の考え方」欄は、法第3条各号に規定する要件について、どのように判断したかを記載する。

11 活性化計画の目標の達成状況の評価等(※1)

活性化計画目標達成については、第三者により以下のとおり評価・検証を行う。

目標値: 直売所での販売額の増加については、能勢けやきの里での販売額を確認し、目標の達成状況の検証を行う。

目標値: 新商品の開発数については、能勢けやきの里での商品開発数を確認し、目標の達成状況の検証を行う。

目標値: 交流人口の増加については、能勢けやきの里での地域外からの来場者数を確認し、目標の達成状況の検証を行う。

【記入要領】

- ※1 施行規則第2条第6号の規定により、設定した活性化計画の目標の達成状況の評価について、その手法を簡潔に記載する。
なお、当該評価については、法目的の達成度合いや改善すべき点等について検証する必要があるため、行われるものである。
その他、必要な事項があれば適宜記載する。

その他留意事項

- ① 都道府県又は市町村は、農林水産大臣に活性化計画を提出する場合、活性化計画の区域内の土地の現況を明らかにした図面を下記事項に従って作成し、提出すること。
- ・ 設定する区域を図示し、その外縁が明確となるよう縁取りすること。(併せて、地番等による表示を記述すること)
 - ・ 市町村が活性化計画作成主体である場合、5,000分の1から25,000分の1程度の白図を基本とし、都道府県が活性化計画作成主体である場合等区域の広さや地域の実情に応じて、適宜調整すること。スケールバー、方位を記入すること。
 - ・ 目標を達成するために必要な事業について、その位置がわかるように旗上げし、事業名等を明記すること。関連事業についても旗上げし、関連事業であることをわかるように記載すること。
- ② 法第7条第2項の交付金の額の額の限度額を算出するために必要な資料を添付しなければならないが、その詳細は、交付金交付に係る実施要領の定めるところによるものとする。